

令和3年6月 29 日
参考資料

住民監査請求の監査結果について

(林政情報システムデータに係る委託業務に関する件)

県民から、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求があり、同条第5項の規定に基づき監査を行い、県が、A社と林政情報システムデータ更新委託業務成果品の修補に係る契約を締結したこと及び当該契約に基づく成果品を受領後に非正規に取得したソフトウェアの使用に係る調査等を行っていないことについては不適法な請求のため却下し、その余の請求は棄却することとし、請求人に対して別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

1 請求書を受理した日

令和3年4月30日

2 請求人

県民1名

3 請求結果の決定日

令和3年6月28日

4 請求結果の概要等

請求結果の概要は別紙1、請求人に通知した文書は別紙2のとおり

(請求人の氏名及び住所並びに請求人代理人の氏名を省略するとともに、法人名及び県職員名を記号化している。)

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 高瀬 電話 045-285-5053

副課長 中嶋 電話 045-285-5054

住民監査請求の結果の概要

(林政情報システムデータに係る委託業務に関する件)

住民監査請求の概要

県とA社間における委託業務の成果品に不具合等があったにもかかわらず、当該成果品の修補契約をA社と締結したこと、A社の再委託先であるB社が非正規に取得したソフトウェアを使用していたか否かの確認を怠ったまま、修補された当該成果品を受領したことに加え、受領後においてもA社又はB社に対する同様の確認を怠っていること及びA社に対して損害賠償請求をしていないことは、いずれも違法又は不当であるとして住民監査請求がなされたものである。

1 監査の結果

令和3年4月30日に受理した住民監査請求について、令和3年6月29日、監査委員の合議により、県が、A社と林政情報システムデータ更新委託業務成果品の修補に係る契約を締結したこと及び当該修補契約に基づく成果品を受領後にA社又はB社に対して非正規に取得したソフトウェアの使用に係る確認を行っていないことについては不適法な請求のため却下し、その他の部分については請求人の主張には理由がないと認め、請求を棄却した。

2 請求の要旨

- (1) A社が受注した平成28年度から平成30年度までの委託業務に基づく成果品に不具合等があったにもかかわらず、十分な原因究明もしないまま、当該修補契約をA社と締結したことは不当である。
- (2) A社の再委託先であるB社が非正規に取得したソフトウェアを使用していたか否かについて、必要な確認を怠ったまま、当該修補契約に基づく成果品を受領したことは違法又は不当である。
- (3) 当該修補契約に基づく成果品を受領後においても、A社又はB社に対して、非正規に取得したソフトウェアを使用していたか否かについて、必要な確認を怠っていることは違法又は不当である。
- (4) 平成28年度から平成30年度までの委託業務に基づく成果品に不具合等があったにもかかわらず、A社に対して損害賠償請求をしていないことは違法又は不当である。

3 判断の理由（要旨）

本件監査請求に関し、「2 請求の要旨」の(1)から(4)までのそれぞれについて、違法又は不当な「(1) 契約の締結に該当するか否か」、「(2) 契約の履行に該当するか否か」及び「(3) 及び(4) 財産の管理を怠る事実に該当するか否か」について、以下のとおり判断を行った。

- (1) 当該修補契約を締結したことが違法又は不当な契約の締結に該当するか否かについて
(別紙2 p.24)

請求人は、当該修補契約を締結した令和元年12月5日から1年以内に本件監査請求をしなかったことについて、正当な理由を摘示すべきところ、相当の注意力をもって調

査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に住民監査請求をしたかどうかについては、何ら主張しておらず、さらには、当該行為の存在及び内容をいつ知ることができたのかについても言及していないことなどから、「正当な理由」が摘示されているとはいえない。

したがって、地方自治法第242条第2項に定める要件を欠き、不適法なものである。

- (2) B社が非正規に取得したソフトウェアを使用していた疑いがあったことについて必要な確認を怠ったまま、県が当該修補契約に基づく成果品を受領したことが違法又は不当な契約の履行に該当するか否かについて（別紙2 p.26）

当該修補契約に係る検査は、成果品一覧に記載された成果品について契約の内容どおりに適正に納入されたものかどうかを確認するものとなることから、当該成果品の受領に当たっての検査において、ソフトウェアの取得経緯まで確認する必要があるとは認められない。

なお、関係人であるA社、B社及びC社からソフトウェアを使用した業務の作業状況について聴取するなどして調査した限りにおいて、B社が非正規に取得したソフトウェアを使用していた事実は認められなかった。

したがって、違法又は不当な契約の履行に該当するとはいえない。

- (3) 当該修補契約に基づく成果品を受領後に、県がA社又はB社に対して非正規に取得したソフトウェアの使用に係る調査等を行っていないことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実^①に該当するか否かについて（別紙2 p.27）

当該修補契約に基づく成果品は、「財産」には該当するものの、既に受領している成果品について、当該成果品を作製等する過程で使用したソフトウェアに係る調査等を行うことは、当該成果品に係る財産の管理には該当しないと認められることから、同法第242条第1項に規定されている財務会計上の行為又は怠る事実のいずれにも該当しない。

したがって、同法第242条第1項に定める要件を欠き、不適法なものである。

- (4) 本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったのに、県がA社に対して損害賠償請求をしていないことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実^②に該当するか否か（別紙2 p.27）

当該修補契約の締結に伴い新たな県費の負担は生じていない。また、令和2年度契約において、令和元年度に発注を予定していた分も含めて2か年分の林政情報システムデータの更新を行うこととし、令和3年3月に成果品の納品を受けており、令和元年度時点においては林政情報システムデータ更新委託業務の停滞はあったものの、令和2年度契約によりその停滞は解消されているため、現時点で県への影響はないことから、本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったことに伴う県への損害は発生していないと認められる。

したがって、違法又は不当な財産の管理を怠る事実^②に該当するとはいえない。

以上のことから、本件監査請求のうち、(1)及び(3)については住民監査請求の対象に当たらず、また、(2)及び(4)については理由がない。

請求人

(略) 様

請求人代理人

(略) 様

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	嶋	村	た	だし
同	て	ら	さ	き 雄 介

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和 3 年 4 月 30 日に受理した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第 1 請求に対する判断

請求のうち、神奈川県（以下「県」という。）が、A 社と「林政情報システムデータ更新委託業務成果品の修補に係る契約」（以下「本件修補契約」という。）を締結したこと及び本件修補契約に基づく成果品を受領後に非正規に取得したソフトウェアの使用に係る調査等を行っていないことについては不適法な請求のため却下し、その余の請求は棄却する。

第 2 請求の内容

1 請求人から提出された令和 3 年 4 月 30 日付け請求書の内容

（原則、内容は原文「請求の要旨」のまま。ただし、「神奈川県」を「県」に、「林政課」を神奈川県行政組織規則（昭和 31 年神奈川県規則第 64 号）に基づき「森林再生課」に、「地方自治法」を「法」にそれぞれ表記を変更した。）

第1 県がA社との間で締結した、「令和元年 12 月 5 日付け林政情報システムデータ更新委託業務成果品の修補に係る契約の締結行為」（契約の締結）が不当であるから、必要な措置を講じることを求める。

1 県は、A社に対し、平成 28 年度から平成 30 年度まで、県森林再生課の林政情報システムデータ更新業務を委託した。

平成 31 年 3 月頃、A社から納品済みであった平成 28 年度及び平成 29 年度の成果品データに大規模な不具合があることが発覚した。

その後、A社は、令和元年 9 月 25 日、県に対し顛末報告書を提出し、林政情報システムデータ更新業務において合意していた特記仕様書と異なる作業をしていたこと、成果品に不具合を確認したこと、平成 30 年度業務に関しては未実施作業があること等を報告した。

上記不具合の原因は、不具合が3年度にもわたって発生していること、範囲も小さくないことから、単なる人為的ミスによるものではなく、特記仕様書に違反して作業したことによるものであると考えられる。

2 しかるに、県は、上記のような状況において、A社との間の林政情報システムデータ更新業務に係る契約を解除せず、十分な原因究明もしないまま、漫然と、A社との間で令和元年 12 月 5 日付けで林政情報システムデータ更新委託業務成果品の修補に係る契約を締結して同社に委託しており、かかる契約締結行為は不当である。

3 なお、令和元年 12 月 5 日から1年以上が経過しているが、本件は新聞報道されていたわけではなく、神奈川県議会で議題に上がったこともないから、1 年以内に監査請求をしなかったことについて「正当な理由」がある（法 242 条 2 項ただし書）。

第2 県がA社から令和元年 12 月 5 日付け林政情報システムデータ更新委託業務成果品の修補に係る契約に基づき受領した「成果品修補物について、本来すべき調査を怠って受領した行為（具体的には、A社の再委託先が業務に使用するソフトウェア ArcInfo の不正ライセンスを使用していたことを看過し、成果品修補物を受領した行為）」（契約の履行）及びその後何ら調査等を行っていない行為（財産の管理を怠る事実）が違法ないし不当であるから、必要な措置を講じることを求める。

1 第1記載のとおり、県はA社との間で令和元年 12 月 5 日付けで林政情報

システムデータ更新委託業務成果品の修補に係る契約を締結した。

当該契約において、A社が業務を他社に再委託することについては認められていたが、成果品修補物を作成するにあたり、作成に使用するソフトウェアのライセンスは正規に取得されたものでなければならず、不正ライセンスを使用してはならないことは言うまでもない。そして、委託先であるA社、又は再委託先が不正ライセンスを使用している疑いがある場合は、県としては、そのような事実がないことを確認した上で契約の履行をさせるべきである。

また、不正ライセンスを使用していたことが事後的に発覚した場合は、ライセンサーに対し報告し、その同意を得るなど、必要な措置を講じるべきである。

2 しかるに、A社は、業務の一部をB社に再委託したが、B社は、業務に使用するソフトウェアである ArcInfo Workstation の最新版（ArcInfo Workstation バージョン 10.0）を所持しておらず、非正規に取得した旧版の ArcInfo Workstation を使用していた疑いがある。

そして、かかる疑いについては、県も把握していたが、県は、ライセンサーであるC社に対し、「旧バージョンのライセンスを使用すること」「現行バージョンと旧バージョンで位置精度等の違いが出ないこと」は確認したようではあるものの、肝心の、B社が正規版を所持しているのか、非正規に取得したものを所持しているのかについては確認を怠ったまま、成果品修補物を受領し、かつ、その後本日までA社又はB社に対する調査を怠っている。

したがって、かかる成果品修補物を受領した行為及び必要な措置を講じていない行為（不作為）が違法ないし不当である。

第3 平成28年から平成30年の林政情報システムデータ更新委託業務に不完全履行があった件について、損害賠償請求をしないことが違法ないし不当である（違法・不当に財産の管理を怠っている）から、必要な措置を講じることを求める。

1 第1記載のとおり、県は、A社に対し、平成28年度から平成30年度まで、県森林再生課の林政情報システムデータ更新業務を委託したところ、納品済みであった平成28年度及び平成29年度の成果品データに大規模な不具合があることが発覚し、平成30年度の成果品のデータも当初の契約どおりには納品されず、最終的にこれらを受領したのは令和2年4月30日である。

このように、修補に長期期間を要した上、そのため、その間、本来であればなされていたはずの、令和元年度の林政情報システムデータ更新業務の発注がなされず、令和元年度分の業務は1年停滞することとなった。かかる停滞については今もってなお解消されていないものと思われる。

2 そうだとすれば、成果修補品を受領したとしても、県においては損害が発生していることは明らかであるが、県は、A社に対しては何ら損害賠償等を請求しておらず、違法・不当に財産の管理を怠っているというべきである。

2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

3 請求人代理人

(略)

4 請求人から提出された事実を証する書面

(原則、題名は原文「事実を証する書面」のまま。ただし、「甲1号証」を「甲第1号証」に、「甲2号証」を「甲第2号証」にそれぞれ表記を変更した。なお、甲第1号証及び甲第2号証は令和3年4月30日付けで、甲第3号証から甲第6号証までは同年5月21日付けで提出されたものであり、甲第3号証から甲第6号証までには具体的な題名は付されていない。)

甲第1号証 「わたしの提案」に送付した質問内容（質問者についてはマスキング処理済み）の写し

甲第2号証 「わたしの提案」に対する回答（質問者についてはマスキング処理済み）の写し

甲第3号証

甲第4号証

甲第5号証

甲第6号証

第3 請求の受理

本件監査請求は、実際に受け付けた令和3年4月30日付けをもって受理した。

第4 監査の実施

1 請求人からの証拠の提出及び陳述

(1) 証拠の提出

請求人から、新たな証拠の提出はなかった。

(2) 陳述の内容

請求人代理人は、令和3年6月1日15時30分から神奈川県庁新庁舎3階の第2監査室において、監査委員に対して陳述を行った。

陳述の内容は次のとおりであった（発言のまま記載している。）。

はい、それでは請求人代理人として陳述いたします。

今回、請求の要旨は、神奈川県職員措置請求書、第1、第2、第3それぞれに記載しているとおりでございます。

本日は、口頭でこのような機会をいただき、感謝申し上げますとともに、簡単ではありますが、第1、第2、第3それぞれについて、口頭でも趣旨を明確にするため、補足して説明をさせていただきます。

まず第1に、本件はいずれも、神奈川県と民間の会社であるA社との間の契約をめぐる問題点に関し必要な措置を請求するものでございますが、第1に、神奈川県がA社との間で締結した、令和元年12月5日付、林政情報システムデータ更新委託業務成果品の修補に係る契約の締結行為の不当性を指摘するものであります。

こちらは、具体的なとるべき措置まで特定する必要は裁判例上ないとされているものと思いますので、特別こうすべきだったということは、今回の措置請求書の中に記載はございませんけれども、非常に簡潔に申し上げれば、A社という会社が納品した成果品データに、大規模な不具合があったことがわかったにもかかわらず、その後も、さらに、その契約の修補を、成果品の修補をするという契約を結んでいることが、不適切だったのではないか。契約の解除等をすべきだったのではないか、あるいは損害賠償等をすべきだったのではないかという観点から、必要な措置をとるべきという指摘をするものであります。仮に修補契約で足りると判断されるのであれば、請求人としては、その根拠を県民に対し明確に説明いただきたいと考えての請求でございます。

具体的には、第1の1、2、3それぞれに記載しておりますとおりです。なお、この修補契約自体は、令和元年12月5日でありまして、請求書の提出日時点では1年以上が経過していましたが、特別、新聞報道等されていたわけではなく、議会でも話題に上がったこともないと考えていますので、1年以内に監査請求をしなかったことについては、正当な理由があると考えております。こちらが第1でございます。

続けて、第2について申し上げます。第2は、同じく神奈川県とA社との契約をめぐる問題点の指摘でございますが、A社側において、使用していたソフトウェアArcInfoのライセンスの違反があったのではないかとという指摘がその趣旨でございます。

会社間の個別のライセンス関係でありますので、請求人個人における調査には限界がございます。ですので、今回これ以上の証拠提出は現時点では特に想定はしておりません。しかし、資料としてお付けしております、甲1号証及び甲2号証、甲1が、神奈川県森林再生課の「わたしの提案」というものに、送信した質問内容でございまして、それに対するご回答が甲2号証となっております。甲1号証のフォーマットがしっかりしていないのは、送信した質問内容が、質問者のもとに自動返信のような形で明確に返ってくる、エビデンスとして使用しやすいものがあるわけではないようでして、質問者本人から、このような内容で質問しましたというものをメールでいただいて、それを文書に貼り付けたという体裁のものでありますから、甲1号証はやや見にくいかと思います。が、内容としては甲1が質問、甲2がそれに対する回答でございます。甲1の質問7のところをご確認いただけますでしょうか。甲1の質問7、2ページ目になりますけれども、こちらに、ArcInfoの旧バージョンはほぼ非正規ライセンスで稼働しているとか、B社、これはA社が再委託している先になりますけれども、その会社B社が使用するArcInfoは旧バージョンであり、かつ非正規ライセンスであるといった指摘がなされております。B社のライセンスに関し疑義を呈するこのような情報提供がなされていたにもかかわらず、神奈川県として、十分な調査を行わずに、そのライセンス問題を看過して、A社に対し、業務委託を継続するなどしたということであれば、それ自体が問題であるととらえて指摘するものでございます。

甲2号証の質問7の回答を見ていただきますと、保守契約されていない旧バージョンのライセンスを使用すること、現行バージョンと旧バージョンで位置精度等の違いが出ないことは、C社、というのはこのライセンス提供側の会社

ですけれども、確認済みですという、非常に簡潔なご回答が出てるわけですが、よく注意深く読んでいただきますと、質問と回答が、必ずしもかみ合っていない、非正規ライセンスじゃないかという問題提起に対して、現行でも旧バージョンでも、位置精度等の違いが出ない、要は機能として問題がないという回答になっているというふうに請求人としては認識しております。ライセンスに問題がないかどうかについては調査がなされていない、あるいは調査されたのに、黙認されたのではないかという疑いを持ってのことでございます。

最後に第3について、申し上げます。措置請求書の3ページ目の下から3行目第3になります。これは平成28年から平成30年の林政情報システムデータ更新委託業務、A社が請負った委託業務に、不完全履行があった件について、現在まで、損害賠償請求を、同じくA社に対してしないことが違法ないし不当であるということをお願いするものです。

この28年から30年の、成果品データに不具合があった点については第1にも重複して申し上げますけれども、最終的には、平成30年度の成果品のデータも、当初の契約どおりには納品されなかったということがあって、全部受領したのは令和2年4月30日ということでございます。このように、問題があって、修補の契約を結んで修補をして、受領するまでに長期間要しております。かつ、これはこちらで見るとは限りですけれども、令和元年度の林政情報システムデータの更新業務については、発注された形跡が見つかりません。発注してないということの証拠までは請求人においては用意できないわけですが、おそらく発注していないのではないかと。とすれば、請求人の認識としては、今回問題にしている林政情報システムデータの更新業務というのは、数年にわたって、緻密に調査を続けているものであって、1年分欠けるというわけにはいかない性質のものと考えていますので、おそらく令和元年度は、令和2年のうちに、令和元年分をやってくれという発注をすることになったのか、あるいは、2年分どこかでまとめてやってくれという形になったのか、詳細は全く不明ではありますが、その遅れを解消するために、並々ならぬ努力ないし金銭的に言えば損害が発生しているはずではないかと思われまます。停滞については、今もって、なお解消されていないものと思われまますので、県として何かの措置を講じるべきではないかと、成果修補品を受領すればそれでいいというものではなくて、県においては損害が発生しているので、A社に対して損害賠償請求等を請求すべきであるという趣旨で、ご指摘するものであります。

陳述は以上でございます。

2 監査対象事項の特定

請求人は、県の行為について以下のとおり主張していると認められる。

- (1) 平成 28 年度林政情報システムデータ更新委託業務に係る契約（以下「平成 28 年度契約」という。） 、平成 29 年度林政情報システムデータ更新委託業務に係る契約（以下「平成 29 年度契約」という。） 及び平成 30 年度林政情報システムデータ更新委託業務に係る契約（以下「平成 30 年度契約」といい、これら 3 契約を総称して「本件委託業務契約」という。） に基づくそれぞれの成果品に大規模な不具合等があった状況において、県が、十分な原因究明もしないまま、漫然と本件修補契約を締結したことが不当である。
- (2) A 社の再委託先である B 社が非正規に取得したソフトウェアを使用していた疑いがあったことを把握していたにもかかわらず、県が、必要な確認を怠ったまま、本件修補契約に基づく成果品を受領したことが違法又は不当である。
- (3) 本件修補契約に基づく成果品の受領後に、県が A 社又は B 社に対して、非正規に取得したソフトウェアの使用に係る調査等を行っていないことが違法又は不当である。
- (4) 本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったのに、県が、A 社に対して損害賠償請求をしていないことが違法又は不当である。

以上のことから、本件委託業務契約に基づくそれぞれの成果品に大規模な不具合等があった状況において、県が本件修補契約を締結したことが違法又は不当な契約の締結に該当するか否か、B 社が非正規に取得したソフトウェアを使用していた疑いがあったことについて必要な確認を怠ったまま、県が本件修補契約に基づく成果品を受領したことが違法又は不当な契約の履行に該当するか否か、本件修補契約に基づく成果品を受領後に、県が A 社又は B 社に対して非正規に取得したソフトウェアの使用に係る調査等を行っていないことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実に関連するか否か、さらには、本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったのに、県が A 社に対して損害賠償請求をしていないことが

違法又は不当な財産の管理を怠る事実に該当するか否かを監査対象事項とした。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、林政情報システムを所管する環境農政局緑政部森林再生課（以下「森林再生課」という。）を選定し、令和3年6月1日13時30分から神奈川県庁新庁舎3階第2監査室において職員調査を実施し、本件委託業務契約及び本件修補契約の状況等についての聴取を行った。なお、職員調査後も、必要に応じて、電話等で追加聴取を行った。

森林再生課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 林政情報システムの概要について

林政情報システムは、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定される神奈川地域森林計画（以下「計画」という。）を5年ごとに策定するに当たり、その森林資源情報の基礎データを管理することを目的として昭和60年に構築された。

計画の策定業務の一環として、計画の基本となる各種の森林情報の収集と整理のため、毎年度、県内の民有林を対象に資源的な調査（森林の区域、樹種、成長量等の変化）と、社会的な調査（森林の所有形態や保安林の指定等、森林に関する法規制の状況変化等についての調査）を行っている。

これらの調査によって得られたデータをもとに、森林面積や森林蓄積、林齢構成などの集計を行うとともに、計画の付属資料としての森林計画図や森林簿等の作成を行っている。

県では、これら大量の森林情報を適切に管理し、その活用を図るため、森林情報と地図情報をコンピュータで一体的に管理する地理情報システム（GIS）を導入した「林政情報システム」を構築している。

GISを利用することにより、森林現況に関する各種データの集計、分析をデジタル処理にて行うことができるとともに、様々な目的に応じて森林情報を視覚的に表示、出力することが可能になる。

なお、運用を開始した当時は、独自に開発した林政情報システムにて運用していたが、現在は林政情報システムにおいて扱っていたデータベースのみの更新を毎年度委託業務している。

(2) 林政情報システムデータ更新に係る委託業務の状況等について

林政情報システムデータ更新に係る委託業務については、昭和 60 年度から平成 17 年度まではA社と随意契約を締結しており、平成 18 年度以降は契約方法を条件付き一般競争入札へと変更した。

しかし、平成 18 年度時点においては、委託業務の修正対象となるデータが「カバレッジ形式」という古いデータ形式であることに加え、当該データの編集を行うためには、ソフト開発会社による更新が終了している専用アプリケーションが必要であることを委託業務契約に係る特記仕様書に規定しており、対応できる事業者が限定されること等から、結果的には平成 18 年度から平成 30 年度までのいずれの年度もA社が落札し、受注していた。

なお、林政情報システムデータは5年ごとの計画の策定において使用するもので、次期策定の令和 4 年度までに当該データが更新されていれば足りるものであり、毎年度委託業務している理由は、委託業務に係る予算及び業務量のそれぞれの平準化を図るためである。

(3) 本件委託業務契約及び本件修補契約の状況等について

本件委託業務契約及び本件修補契約の状況等は次のとおりである。

契約名称	本件委託業務契約			本件修補契約
	平成 28 年度 契約	平成 29 年度 契約	平成 30 年度 契約	
契約方法	条件付き一般競争入札			随意契約
応札者数	2 者	3 者	1 者	—
契約者	A 社			
契約金額	9,990,000 円	22,150,800 円	13,392,000 円	0 円(無償)
契約日	平成 28 年 9 月 5 日	平成 29 年 7 月 3 日	平成 30 年 9 月 10 日	令和元年 12 月 5 日
契約期間	契約日～ 平成 29 年 3 月 31 日	契約日～ 平成 30 年 3 月 30 日	契約日～ 平成 31 年 3 月 29 日	契約日～ 令和 2 年 4 月 30 日
検査日	平成 29 年 3 月 30 日	平成 30 年 3 月 23 日	平成 31 年 3 月 27 日	令和 2 年 4 月 30 日
支払日	平成 29 年 5 月 2 日	平成 30 年 3 月 30 日	平成 31 年 4 月 23 日	—

(注) 契約金額及び契約期間は、変更契約後のものである。

(4) 本件委託業務契約に基づく成果品の不具合等の内容、影響等について

本件委託業務契約に基づく成果品に係る不具合等について、A社は県に対して複数回報告を行っており、当該報告を踏まえた不具合等の内容及び影響は、次のとおりである。

ア 不具合等の内容等について

平成 28 年度契約の履行に当たって扱うGISデータはカバレッジというデータ形式であり、ソフト開発会社の更新が終了している専用ソフト及びライセンスが必要である。そして、データが欠落したり、精度が低下したりするため、他のデータ形式に変換して作業を行うことは禁止している。

しかしながら、A社は、平成 28 年度契約に係る特記仕様書「10 その他-③」に違反して、他のデータ形式により図形作成作業を行ったことから、図形データの位置にずれが生じ、面積の集計値に誤差を生じさせた。また、付属する属性項目で、データの欠落や誤入力があった。

また、平成 29 年度契約に基づく成果品についても、平成 28 年度契約に基づく成果品のエラーを引き継ぎ、同様の仕様違反を行ったため、データに不具合を生じさせた。

さらに、平成 30 年度契約に基づく成果品においても同様の仕様違反及びデータの不具合があったことに加え、平成 30 年度契約に係る特記仕様書に規定された作業の一部が未実施であったことから更新されていないデータがあった。

なお、これらの不具合等は、平成 27 年度林政情報システムデータ更新委託業務に係る成果品を基に無償で実施された本件修補契約により全て修復が完了している。

イ 不具合等の影響について

本件委託業務契約の目的は、森林資源情報の基礎データを修正更新し、5年ごとに策定する計画に付属する森林計画図や森林簿などを作成することである。

属性項目に係るデータの不具合については、平成 29 年度に行った計画に係る付属資料の作成のためのデータ分析・集計作業において参照する項目で

はなかったため、計画の策定業務上の支障はなかった。

また、図形データがずれた距離は、縮尺 5,000 分の 1 の計画図上に表示できる限界の長さを大きく下回り、図面上の表示に影響はなかった。

そして、図形データの面積の誤差については、誤差のあった全ての図形データの数値を検証した結果、森林簿の最小面積単位である 0.01ha 未満の差であることを確認しており、計画の策定業務に影響を及ぼさない範囲であると判断している。

これらの個々の図形データの面積の差により、県全域の森林面積の集計値に 0.03ha の誤差が生じたが、県内の森林面積全体の約 8 万 ha に対して、ほぼ 0% であり、同じく計画の策定業務に影響はないと判断した。

(5) 本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったにもかかわらず当該成果品の修補に係る契約を A 社と締結した理由について

「(4) 本件委託業務契約に基づく成果品の不具合等の内容、影響等について
一イ 不具合等の影響について」のとおり、結果的には計画の策定業務には影響はないと判断したものの、本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等が発見された以上、A 社が当該成果品に係る修補責任を免れるものではないと判断した。

当初は、当該成果品の修補業務を受注できるか否かについて、森林再生課が所管する業務に係る契約実績がある事業者 5 者に電話で確認したところ、いずれの事業者も対応できない旨の回答であったことから、A 社以外の他事業者に対して当該成果品の修補に係る業務を委託することを断念した。

そのため、平成 30 年度契約に基づく成果品の修補は、平成 30 年度契約に係る契約書第 24 条に基づく「瑕疵担保責任」として、修補の請求権を A 社に対して行使することとした。

併せて、平成 28 年度契約及び平成 29 年度契約に基づくそれぞれの成果品の不具合についても、A 社からの無償による修補の申入れがあったことから、令和元年 12 月 5 日に当該成果品の修補に係る契約を A 社と締結した。

(6) 本件委託業務契約に係る特記仕様書に A 社が違反したこと等に対する措置について

「(4) 本件委託業務契約に基づく成果品の不具合等の内容、影響等について
一ア 不具合等の内容等について」のとおり、不具合等があったことに加え、

平成 29 年度契約及び平成 30 年度契約に係るそれぞれの特記仕様書では、「3 業務概要-② 業務上の留意点(必要環境機器)」及び「9 業務詳細-② 作業準備」において、専用ソフト等必要環境や機器が備えられているかについて、必要により県が立ち入り確認を行うことを規定しており、実際に平成 29 年 11 月及び平成 31 年 1 月に A 社に出向き、同社の作業者のパソコン上で、特記仕様書に定められたソフトウェアを使用していること及びカバレッジ形式にて編集を行っていることについて、同社担当者から説明を受けながら確認するとともに、県が指示した修正箇所を画面にて表示させ、その修正方法の聞き取りを行う等、作業環境の確認を行った。

その際、A 社は、平成 29 年度契約及び平成 30 年度契約に係るそれぞれ特記仕様書に違反し、カバレッジ形式以外の形式により編集作業を行っていた事実があるにもかかわらず、仕様どおりの作業をしているよう偽装し、終始カバレッジ形式によって編集している旨の虚偽の説明を行った。

さらに、A 社として、平成 30 年 5 月には平成 28 年度契約及び平成 29 年度契約に基づくそれぞれの成果品に何らかの不具合が生じているおそれがあることを把握していたにもかかわらず、県に対して報告を行わないまま平成 30 年度契約を締結し、その後も平成 31 年 3 月まで何も報告せず、本件委託業務契約に係る特記仕様書に違反していることを認める報告を文書で行ったのは令和元年 9 月であった。

これらの理由から、県は、神奈川県指名停止等措置要領別表第 2 の措置要件第 5 号中の区分「その他契約条件に違反したとき」に該当するものとして、A 社に対して 3 ヶ月の指名停止（指名停止期間：令和元年 12 月 17 日から令和 2 年 3 月 16 日まで（3 か月））を行っている。

(7) 本件修補契約に係る業務の協力企業（再委託先）である B 社が非正規に取得したソフトウェアを使用していた事実の把握の有無について

本件修補契約に係る契約書第 3 条第 1 項において、本件修補契約に係る業務を再委託することについては、県が承諾する場合のみ認めている。

A 社は、本件修補契約に係る作業実施計画書において、データ修正作業の体制を提示しており、この中で検査担当（役割：データ品質検査（属性データ））に B 社を協力企業（再委託先）として配置することとしており、県はこの作業体制を承諾した。

しかし、そもそも発注者が受注者に対して、作業で使用するソフトウェアの

取得経緯までを調査する必要はないことに加え、本件修補契約に係る契約書及び特記仕様書においても、協力企業（再委託先）であるB社に対して調査等を行う特段の規定はなく、また、実際に調査等を行っていないことから、B社が非正規に取得したソフトウェアを使用した事実は把握していない。

(8) 本件修補契約に係る県の検査の実施について

令和2年4月30日に、本件修補契約に係る契約書第2条第1項に基づき、A社が委託業務完了通知書を提出したことから、完了検査実施予定日を4月30日（木）10時、検査員を環境農政局緑政部自然環境保全課副課長（以下「E職員」という。）とする完成検査を実施することを森林再生課主査（以下「F職員」という。）が起案し、同日、森林再生課長及び自然環境保全課長の決裁を経た。

そして、同日、E職員が当該契約書第2条第1項及び神奈川県環境農政局工事等検査要綱（以下「要綱」という。）に基づき、「神奈川県林政情報システムデータ修正 作業実施計画書」を踏まえ、「報告書」、「照査結果確認資料」等の成果品について、それらの成果品と本件修補契約に係る設計図書を見比べて確認するとともに、必要に応じて、当該完成検査に同席していたA社担当者に対し口頭による確認を行った。

併せて、当該契約書第7条第1項に基づき、あらかじめ調査職員として選任していたF職員が行った令和元年12月及び令和2年1月の2回の作業状況に係る立入確認の結果について、当該立入確認の結果に係る報告書及びF職員に対して口頭による確認を行った。

これらの確認等により当該完成検査を実施し、E職員が作成した当該完成検査に係る完了検査調書には、「神奈川県林政情報システムデータ修正 作業実施計画書」、「報告書」、「照査結果確認資料」等とともに当該完成検査の状況の写真を添えた。

(9) 本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等が生じたことによる県への損害の有無及び損害がある場合、A社に対して損害賠償等を請求していない理由について

県顧問弁護士による法律相談を踏まえ、次の理由により、A社に対して損害賠償請求をしないことと判断した。

ア 県への損害の有無について

本件委託業務契約に基づく成果品については、業務の履行を確認し、検査及び支払が済んでいることから、当該成果品は完成とみなされ、本件委託業務契約に係る特記仕様書の違反による不具合等については瑕疵と判断した。

そして、「(4) 本件委託業務契約に基づく成果品の不具合等の内容、影響等についてーイ 不具合等の影響について」のとおり、当該瑕疵は、計画の策定業務上の支障はなかったことに加え、平成 27 年度林政情報システムデータ更新委託業務に係る成果品を基に無償で実施された本件修補契約により全て修復が完了している。

したがって、計画の策定における支障はなく、また、当該瑕疵に係る修補にも不必要な県費の負担は生じていないこと、そして、それ以外の県費の負担を含め、不必要な県費を支出又は負担した事実はないことから損害は発生していない。

イ A社に対して損害賠償等を請求していない理由について

「ア 県への損害の有無について」のとおり、損害は発生していないことから損害賠償をA社に対して請求しておらず、本件委託業務契約に基づく成果品に係る瑕疵の修補請求をA社に対して行い、当該瑕疵の修補が完了した成果品の納品を受けることが妥当と判断した。

(10) 令和元年度に林政情報システムデータ更新委託業務が行えなかったことによる県への影響について

本件委託業務に基づく成果品に係る不具合等が判明したことにより、令和元年度に予定していた林政情報システムデータ更新委託業務について、令和元年度内の発注ができなかった。

しかしながら、令和元年度内に当該委託業務を発注できなかったことにより、不必要な県費を支出又は負担した事実はないことに加え、従前からのカバレッジ形式のデータを更新した上で、汎用性のあるジオデータベース形式及びシェープファイル形式により納品することなど、特記仕様書の内容を新たに見直して発注した令和2年度の林政情報システムデータ更新委託業務に係る契約（以下「令和2年度契約」という。）において、令和元年度に発注を予定していた分も含めて、2か年分の林政情報システムデータの更新を行うこととし、令和3年3月に成果品の納品を受けることができた。

したがって、令和元年度時点においては林政情報システムデータ更新委託業務の停滞はあったものの、令和2年度契約によりその停滞は解消されたことから、現時点で県への影響はない。また、林政情報システムデータは5年ごとの計画の策定において使用するもので、前記のとおり、次期策定の令和4年度までに当該データが更新されていけば業務上の影響は受けない。

なお、令和2年度契約に係る特記仕様書の見直しにより、令和3年度以降の林政情報システムデータ更新委託業務においては、汎用的な形式のデータを扱う作業となることから、当該委託業務に係る入札を執行した場合には、従前に比して応札者の増加が見込まれている。

(11) 本件監査請求に対する見解について

ア 「2 監査対象事項の特定-1」に掲げる主張について

本件修補契約を締結した理由は、「(5) 本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったにもかかわらず当該成果品の修補に係る契約をA社と締結した理由について」のとおりであり、不当な契約に当たるとは考えていない。

イ 「2 監査対象事項の特定-2及び3」に掲げる主張について

A社は、「(7) 本件修補契約に係る業務の協力企業（再委託先）であるB社が非正規に取得したソフトウェアを使用していた事実の把握の有無について」のとおり、本件修補契約に係る作業実施計画書において、データ修正作業の体制を提示しており、加えて、アドバイザー・照査担当（役割：外部照査（プロセス・データ）及び技術支援）にソフトウェアの日本国内での販売会社であるC社を協力企業（再委託先）として配置することとしており、県はこの作業体制を承諾した。

そして、この作業体制によりC社は業務の履行過程において、使用するソフトウェアのライセンスについても確認を行っている。

また、県は、保守期間が終了したライセンスを使用することについて、C社からA社を通じ「永続的ライセンスとして購入されたものであるため、ソフトウェアが動作する環境さえあれば保守の有無に関係なく利用は可能である」旨の回答を受けている。

これらの状況により、県は、本件修補契約に係る特記仕様書に規定する必

要環境機器の条件は満たしていると認識しており、本件修補契約に係る業務の履行の際に受注者であるA社及び協力企業（再委託先）であるB社の使用するソフトウェアが正規に取得されたものであるか否かについてまで発注者である県が確認する必要はなく、また、このことは、本件修補契約に基づく成果品の受領後であっても同様であると考えている。

したがって、違法又は不当な契約の履行及び違法又は不当な財産の管理を怠る事実にあたるとは考えていない。

ウ 「2 監査対象事項の特定-(4)」に掲げる主張について

県がA社に対して損害賠償請求をしていない理由は、「(9) 本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等が生じたことによる県への損害の有無及び損害がある場合、A社に対して損害賠償等を請求していない理由について」のとおりであり、違法又は不当な財産の管理を怠る事実にあたるとは考えていない。

なお、「(10) 令和元年度に林政情報システムデータ更新委託業務が行えなかったことによる県への影響について」のとおり、令和元年度時点においては林政情報システムデータ更新委託業務の停滞はあったものの、令和2年度契約によりその停滞は解消されたことから、現時点で県への影響はなく、損害は発生していない。

4 関係人への調査

本件監査請求に関し、法第199条第8項の規定に基づき、本件修補契約の履行の際に使用するソフトウェアである「ArcInfo Workstation」への関わり方、使用状況等について、令和3年6月22日に本件修補契約における県との契約者であるA社並びに協力企業（再委託先）とされるB社及びC社の各々の社から、別々に聞き取りによる調査を実施するとともに、関係資料の確認を行った。

それぞれの社の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) A社の主張の要旨について

本件修補契約に係る特記仕様書において、「カバレッジの編集が可能なD社製GISソフトを作業用PCに用意すること」及び編集環境として「作業場所にArcInfo Workstationを用意すること」が規定されていることから、それら

の規定を満たす作業環境を構築する必要があった。

そこで、本件修補契約において、従前から従業員がA社の事業所内に常駐する契約を締結し、ArcInfo Workstation の操作に長けているB社を属性データに対する検査担当として、また、ArcInfo Workstation の日本国内での販売会社であるC社を全体的なアドバイザーかつ外部照査担当として、それぞれを協力企業（再委託先）とした。

また、本件修補契約に係る業務で用意した ArcInfo Workstation は全てA社が保有するものであり、ArcInfo Workstation のバージョンについては、ver. 9.3 で最新の ver. 10.0 ではなかった。

しかし、そもそも ArcInfo Workstation については、サポート自体が終了しているが、動作する環境さえあれば関係なく使用できること、そして、ver. 9.3 と ver. 10.0 のどちらのバージョンでも成果品の精度に影響を与えないものであることをC社に確認するとともに、ver. 9.3 を使用することについて県の承諾を得ていた。

本件修補契約に係る業務のB社の全ての作業は、A社の事業所内にあるA社が正規に取得し保有する ver. 9.3 の ArcInfo Workstation がインストールされたA社所有のPCを使用して行われた。

なお、A社以外の従業員に ArcInfo Workstation を使用させることは問題がないことについては、C社の了解を得ていた。

以上により、本件修補契約において、A社が非正規又は不正に ArcInfo Workstation を取得し、かつ、使用した事実はない。

(2) B社の主張の要旨について

本件修補契約における属性データに対する検査担当として、A社と契約を締結し協力企業（再委託先）となった。

従前からA社とは、B社の従業員がA社の事業所内に常駐する契約を締結していることもあり、本件修補契約に係る業務のB社の全ての作業は、A社内にあるA社が保有する ArcInfo Workstation がインストールされたA社所有のPCで行ったことから、B社の事業所内で行ったことはない。

また、そもそもB社は ArcInfo Workstation を保有しておらず、本件修補契約に係る業務の作業のため ArcInfo Workstation を取得した事実はない。

以上により、本件修補契約において、B社が非正規又は不正に ArcInfo Workstation を取得し、かつ、使用した事実はない。

(3) C社の主張の要旨について

C社は、ArcInfo Workstation の日本国内での販売会社であることから、本件修補契約における全体的なアドバイザーかつ外部照査担当としてA社と契約を締結し協力企業（再委託先）となった。

ArcInfo Workstation については、最新は ver. 10.0 であり、既に 2015 年末に保守期間が終了しているが、保守期間が終了している ArcInfo Workstation であっても、動作する環境さえあれば使用できる。

また、ver. 10.0 より前のバージョンであっても成果品（ArcInfo カバレッジ形式のデータ）のデータ仕様に影響を与えることはない。

なお、ArcInfo Workstation は、購入時に固有のライセンスコードが発行され、米国D社の認証サーバーに当該コードを登録することで使用が可能となるもので、購入者以外の者が同一コードで新たに登録し使用することはできない仕様である。

本件修補契約における外部照査の担当として、B社とは契約関係がないことから、B社に対して ArcInfo Workstation の使用環境を確認したわけではないが、A社の作業用PCにおける ArcInfo Workstation のインストール状況等を確認したところ、適切にインストールされており、使用環境について問題は認められなかった。

C社は、作業用PCに ArcInfo Workstation が適切にインストールされ、動作することを確認しており、この確認は、認証サーバーに正当な手続でコードが登録されていることの証左ともなる。

また、ArcInfo Workstation のライセンス購入についてA社はC社と契約を締結しており、その契約書（「マスター契約書」）には「お客様は、コンサルタントまたは請負業者に対して、（i）お客様が利用するためにD社製品の稼働環境を提供すること、（ii）お客様の利用目的を達成させる場合に限りD社製品を使用すること、を許可することができる」と記載されていることから、本件修補契約に係る作業に当たり、そもそも新たに又は不正に ArcInfo Workstation を取得する必要性はないと思われる。

第5 監査の結果

1 認定した事実

職員調査による森林再生課及び関係人調査による関係人からの説明等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

(1) 本件委託業務契約及び本件修補契約に係る経緯等について

本件委託業務契約及び本件修補契約の状況等については、「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(3) 本件委託業務契約及び本件修補契約の状況等について」のとおりであるが、契約変更等の状況やA社からの報告等の状況を含め、これらを時系列で整理すると次のとおりである。

年度	月日	内容
平成 28 年度	9月5日	平成28年度契約を締結
	1月30日	平成28年度契約に係る変更契約(契約期間の変更)を締結
	3月8日	平成28年度契約に係る変更契約(契約金額の変更)を締結
	同月30日	平成28年度契約に基づく成果品の完成検査を実施
平成 29 年度	5月2日	平成28年度契約に係る契約金額支払
	7月3日	平成29年度契約を締結
	12月21日	平成29年度契約に係る変更契約(契約期間及び契約金額の変更)を締結
	3月23日	平成29年度契約に基づく成果品の完成検査を実施
	同月30日	平成29年度契約に係る契約金額支払
平成 30 年度	5月頃	平成28年度契約及び平成29年度契約に基づくそれぞれの成果品について、何らかの不具合が生じているおそれがあることをA社は認識するも県へは報告せず
	9月10日	平成30年度契約を締結
	3月頃	平成28年度契約及び平成29年度契約に基づくそれぞれの成果品について、何らかの不具合が生じているおそれがあり、内部調査を行うことをA社から

		県へ口頭により報告
	同月 27 日	平成 30 年度契約に係る変更契約(契約金額の変更)を締結
	同日	平成 30 年度契約に基づく成果品の完成検査を実施
平成 31 年度 (令和元年度)	4 月 23 日	平成 30 年度契約に係る契約金額支払
	9 月 25 日	本件委託業務契約の仕様違反に係る詳細(仕様違反の内容等)を A 社が県に文書で報告
	10 月 9 日	本件委託業務契約の仕様違反に係る詳細(仕様違反に係る調査報告の遅延理由等)を A 社が県に文書で報告
	12 月 5 日	本件修補契約の締結
令和 2 年度	4 月 17 日	本件修補契約に係る変更契約(契約期間の変更)を締結
	同月 30 日	本件修補契約に基づく成果品の完成検査を実施
	同日	本件修補契約に基づく成果品を受領

(2) 本件修補契約に係る検査の状況等について

ア 検査に係る規定等について

法第 234 条の 2 では、普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないとされており、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 15 では、検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)に基づいて行わなければならないとされている。そして、これらの規定を受け、神奈川県財務規則(昭和 29 年神奈川県規則第 5 号)では、第 51 条に「監督及び検査」に係る規定が置かれており、環境農政局では、要綱を定め、同局が所管する工事及び委託業務の検査に関し必要な事項を定めている。

イ 検査の対象

「ア 検査に係る規定等について」のとおり、検査は、契約の相手方の給

付の完了について、その給付が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき確認するものとされている。

本件修補契約に係る特記仕様書「7 成果品」では、「受注者は、成果品として『別紙成果品一覧』に記載するものを納入するものとする」とされていることから、本件修補契約に係る検査は、この成果品一覧に記載された成果品について契約の内容どおりに適正に納入されたものかどうかを確認するものである。

ウ 本件修補契約に係る検査の実施等について

本件修補契約に係る検査については、令和2年4月30日付けの完了検査調書において、同日に本件修補契約に基づく成果品に係る検査を行ったことがE職員から報告されており、当該完成検査調書には、「神奈川県林政情報システムデータ修正 作業実施計画書」、「報告書」、「照査結果確認資料」等とともに完了検査実施当日の状況と思われる写真が添えられている。そして、県は、同日に当該成果品を受領している。

なお、検査の内容について、県は、「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(8) 本件修補契約に係る県の検査の実施について」に記載のとおりであるとしている。

(3) 本件修補契約の作業に係る使用ソフトウェアについて

本件修補契約に係る特記仕様書「3 業務概要－(2) 業務上の留意点（必要環境機器）」において、受注者は、業務の作業に当たり、ArcInfo Workstationを用意することとされているが、そのバージョンについては指定されていない。

本件修補契約において保守期間が終了しているライセンスを使用することについては、C社が令和2年5月11日に、件名を「RE：【神奈川県林政情報システムデータ】保守契約切れのライセンス利用について」としたA社宛での電子メールにおいて、「保守切れのライセンスのご利用に関しましては、当該ライセンスは『Perpetual License（永続的ライセンス）』としてご購入いただいたものですから、ソフトウェアが動作する環境さえあれば保守の有無に関係なくご利用いただけます」との回答をしている。

また、「第4 監査の実施－4 関係人への調査－(3) C社の主張の要旨について」のとおり、保守期間が終了しているArcInfo Workstationであっても

動作する環境さえあれば使用でき、最新の Ver. 10.0 より前のバージョンであっても成果品のデータ仕様に影響を与えることはないとしている。

なお、「第4 監査の実施－4 関係人への調査－(1) A社の主張の要旨について」「第4 監査の実施－4 関係人への調査－(2) B社の主張の要旨について」のとおり、ArcInfo Workstation を使用した業務の作業状況について、A社及びB社は次のとおりであったとしている。

- ① 本件修補契約に係る業務におけるB社の全ての作業は、A社の事業所内にあるA社所有のPCを使用して行われた。
- ② 本件修補契約に係る業務で用意したArcInfo Workstation は、全てA社が正規に取得し保有するもので、そのバージョンは最新の ver. 10.0 ではなく Ver. 9.3 であった。
- ③ B社はArcInfo Workstation を保有しておらず、本件修補契約に係る業務の作業のためArcInfo Workstation を取得した事実はない。

一方、「第4 監査の実施－4 関係人への調査－(3) C社の主張の要旨について」のとおり、C社は、A社の作業用PCにおけるArcInfo Workstation のインストール状況等を確認したところ、適切にインストールされており、使用環境について問題は認められなかったとしている。

(4) 本件修補契約に係る契約金額等について

本件修補契約については、令和元年12月5日付けで締結した後、令和2年4月17日付けで契約期間の変更を内容とする変更契約を締結している。

本件修補契約に係る契約書では、契約金額に係る記載は一切認められないが、「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(5) 本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったにもかかわらず当該成果品の修補に係る契約をA社と締結した理由について」のとおり、平成30年度契約に基づく成果品の修補は、「瑕疵担保責任」として、修補の請求権をA社に対して行使することとし、併せて、平成28年度契約及び平成29年度契約に基づくそれぞれの成果品の不具合についても、A社から無償による修補の申入れがあったことから、本件委託業務契約に基づく成果品の修補に係る契約をA社と締結したとしており、また、当該契約書第2条第1項に基づきA社が県に提出した令和2年4月30日付けの委託業務完了通知書では、契約金額の欄は「一円也」と記載されていて、当該通知書の提出に伴い、同項に基づきE職員が成果品に係る完成検査を実施したことに関する完了検査調書では、契約金額の欄は「¥0一」と

記載されていることなどから、本件修補契約は、A社が無償で林政情報システムデータ更新委託業務成果品の修補を行うものであり、本件修補契約の締結に伴い新たな県費の負担は生じていない。

(5) 令和元年度に林政情報システムデータ更新委託業務が行えなかったことによる県への影響について

「第4 監査の実施－3 監査対象箇所への調査－(10) 令和元年度に林政情報システムデータ更新委託業務が行えなかったことによる県への影響について」のとおり。

2 判断の理由

本件監査請求に関し、「1 認定した事実」を踏まえ、本件委託業務契約に基づくそれぞれの成果品に大規模な不具合等があった状況において、県が本件修補契約を締結したことが違法又は不当な契約の締結に該当するか否か、B社が非正規に取得したソフトウェアを使用していた疑いがあったことについて必要な確認を怠ったまま、県が本件修補契約に基づく成果品を受領したことが違法又は不当な契約の履行に該当するか否か、本件修補契約に基づき成果品を受領後に、県がA社又はB社に対して非正規に取得したソフトウェアの使用に係る調査等を行っていないことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実に関連するか否か、さらには、本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったのに、県がA社に対して損害賠償請求をしていないことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実に関連するか否かについて、以下のとおり判断を行った。

(1) 本件委託業務契約に基づくそれぞれの成果品に大規模な不具合等があった状況において、県が本件修補契約を締結したことが違法又は不当な契約の締結に該当するか否かについて

本件修補契約の締結日は、「1 認定した事実－(1) 本件委託業務契約及び本件修補契約に係る経緯等について」のとおり、令和元年12月5日であり、本件監査請求の請求日は本件修補契約の締結日から既に1年を経過している。

法第242条第1項では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含

む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」と規定している。

さらに同条第2項では、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定している。

この「正当な理由」について、平成14年9月12日付け最高裁判所第一小法廷判決では、「法242条2項本文は、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めている。しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのが相当でないことから、同項ただし書は、『正当な理由』があるときは、例外として、当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるようにしているのである。したがって、上記のように当該行為が秘密裡にされた場合には、同項ただし書にいう『正当な理由』の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべきである。したがって、そのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたときと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」としている。

請求人は、本件修補契約を締結した令和元年12月5日から1年以内に本件

監査請求をしなかったことについて、「第2 請求の内容-1 請求人から提出された令和3年4月30日付け請求書の内容-第1-3」のとおり、「本件は新聞報道されていたわけではなく、神奈川県議会で議題に上がったこともないから、1年以内に監査請求をしなかったことについて『正当な理由』がある」と主張する。

しかしながら、請求人は、相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に住民監査請求をしたかどうかについては、何ら主張しておらず、さらには、当該行為の存在及び内容をいつ知ることができたのかについても言及していないことなどから、「正当な理由」が摘示されているとはいえない。

したがって、本件監査請求のうち、(1)に係る請求は、法第242条第2項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。

(2) B社が非正規に取得したソフトウェアを使用していた疑いがあったことについて必要な確認を怠ったまま、県が本件修補契約に基づく成果品を受領したことが違法又は不当な契約の履行に該当するか否かについて

本件修補契約に基づく成果品については、「1 認定した事実-(2) 本件修補契約に係る検査の状況等について-ウ 本件修補契約に係る検査の実施等について」のとおり、E職員が令和2年4月30日に当該成果品に係る検査を行い、同日付けで完了検査調書を作成しており、県は、同日に当該成果品を受領している。そして、具体的な検査の方法、内容等について、県は、「第4 監査の実施-3 監査対象箇所への調査-(8) 本件修補契約に係る県の検査の実施について」のとおりであるとしている。

一方、検査は、契約の相手方の給付の完了について、その給付が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを契約書、仕様書等の関係書類に基づき確認するものであるとされており、本件修補契約に係る特記仕様書において、受注者は、成果品として「別紙成果品一覧」に記載するものを納入するものとされていることから、本件修補契約に係る検査は、この成果品一覧に記載された成果品について契約の内容どおりに適正に納入されたものかどうかを確認するものとなる。このため、当該成果品の受領に当たっての検査において、ArcInfo Workstationの取得経緯まで確認する必要があるとは認められない。

なお、関係人からArcInfo Workstationを使用した業務の作業状況について

聴取するなどして調査した限りにおいて、B社が非正規に取得したソフトウェアを使用していた事実は認められなかった。

したがって、(2)に係る請求について、県が本件修補契約に基づく成果品を受領したことは違法又は不当な契約の履行に該当するとはいえない。

(3) 本件修補契約に基づく成果品を受領後に、県がA社又はB社に対して非正規に取得したソフトウェアの使用に係る調査等を行っていないことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実に該当するか否かについて

本件修補契約に係る特記仕様書「7 成果品」では、「受注者は、成果品として『別紙成果品一覧』に記載するものを納入するものとする」と規定しており、別紙成果品一覧では本件修補契約に基づく具体的な成果品が一覧で記載されている。そして、その納品方法については、「DVD収録」「DVD-R収録」「紙出力図面」「簡易製本」のいずれかとなっており、全て有体物であることが認められる。

これらの有体物は「物品」に該当することから、本件修補契約に基づき県が受領した成果品は、法第237条に規定する「財産」に該当する。

本件監査請求において、請求人は、本件修補契約に基づく成果品を受領後に、県がA社又はB社に対して非正規に取得したソフトウェアの使用に係る調査等を行っていないことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実に該当すると主張する。

しかしながら、本件修補契約に基づく成果品は、前記のとおり「財産」には該当するものの、既に受領している成果品について、当該成果品を作製等する過程で使用したソフトウェアに係る調査等を行うことは、当該成果品に係る財産の管理には該当しないと認められることから、法第242条第1項に規定されている財務会計上の行為又は怠る事実のいずれにも該当しない。

したがって、本件監査請求のうち、(3)に係る請求は、法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。

(4) 本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったのに、県がA社に対して損害賠償請求をしていないことが違法又は不当な財産の管理を怠る事実に該当するか否か

本件修補契約は、「1 認定した事実-(5) 本件修補契約に係る契約金額等について」のとおり、A社が無償で林政情報システムデータ更新委託業務に基

づく成果品の修補を行うものであり、本件修補契約の締結に伴い新たな県費の負担は生じていない。また、林政情報システムデータは、5年ごとの計画の策定において使用するもので、次期策定の令和4年度までに当該データが更新されていけば業務上の影響は受けないとされているところ、令和2年4月30日に本件修補契約に基づく成果品を受領したことにより、データの修復が全て完了していることから、計画の策定における支障もないと認められる。

一方、「1 認定した事実-(6) 令和元年度に林政情報システムデータ更新委託業務が行えなかったことによる県への影響について」により認定した「第4 監査の実施-3 監査対象箇所への調査-(10) 令和元年度に林政情報システムデータ更新委託業務が行えなかったことによる県への影響について」のとおり、本件委託業務契約に基づく成果品に係る不具合等が判明したことにより、令和元年度に予定していた林政情報システムデータ更新委託業務について、令和元年度内の発注ができなかったものの、令和2年度契約において、令和元年度に発注を予定していた分も含めて2か年分の林政情報システムデータの更新を行うこととし、令和3年3月に成果品の納品を受けている。このように、令和元年度時点においては林政情報システムデータ更新委託業務の停滞はあったものの、令和2年度契約によりその停滞は解消されており、現時点で県への影響はない。

以上のとおり、本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったことに伴う県への損害は発生していないと認められる。

したがって、県がA社に対しては損害賠償等を請求していないことは違法又は不当な財産の管理を怠る事実に該当するとはいえない。

3 結論

以上のことから、契約締結日から本件監査請求の請求日までに1年を経過している本件修補契約の締結に係る請求については、法第242条第2項に定める要件を欠くものであり、また、本件修補契約に基づく成果品を受領後に、県がA社又はB社に対して非正規に取得したソフトウェアの使用に係る調査等を行っていないことに係る請求については、法第242条第1項に定める要件を欠くものであり、いずれも住民監査請求の対象に当たらない。

また、B社が非正規に取得したソフトウェアを使用していた疑いがあったことについて必要な確認を怠ったまま、県が本件修補契約に基づく成果品を受領したことに係る請求については、当該成果品の受領に当たっての検査において、本件

修補契約の履行の際に使用するソフトウェアの取得経緯まで確認する必要があるとは認められないことから、違法又は不当な契約の履行に該当するとはいえず、本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったのに、県がA社に対して損害賠償請求をしていないことに係る請求については、本件委託業務契約に基づく成果品に不具合等があったことに伴う県への損害は発生していないと認められることから、違法又は不当な財産の管理を怠る事実には該当するとはいえなため、これらの請求についてはいずれも理由がない。